米子市錦海団地宅地分譲募集要項

- 1. 受付期間 令和 5 年 4 月 17 日 (月) から先着順。 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分まで(閉庁日を除く)
- 2. 受付場所 建設企画課 電話:0859-23-5244 (令和5年9月29日までは米子市役所本庁舎2階、 令和5年10月2日からは鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糀町庁舎2階)

3. 募集区画

地番	面積 (m²)	単価(円)/㎡	分譲価格(円)	
錦海町三丁目 9-10	307.22	38,300	11,766,526	← 売却済
錦海町三丁目 9-11	307.43	38,300	11,774,569	
錦海町三丁目 9-16	307.14	39,100	12,009,174	← 売却済
錦海町三丁目				
9-10, 9-11, 9-16	921.79	36,400	33,553,156	
(3 区画一括)				

4. 都市計画

- ·用途地域 第2種低層住居専用地域
- ・建ぺい率 60%
- · 容積率 120%
- ・その他 錦海団地地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

5. 施設整備の状況

·公共施設 道 路 幅員 3.0m~16.0m

公 園 4ヶ所(近隣公園1、街区公園3)

緑 道 幅員 8.5m~25.0m

・設 備電 気 中国電力など

ガ ス 都市ガス・LPガス利用可(敷地内引込済)

上 水 道 米子市上水道(敷地内引込済)

下 水 道 米子市公共下水道(敷地内引込済)

CATV 中海テレビ受信可能

·注意事項

9-10 区画のみ水道加入者納付金(口径 13 mm、37,400 円)は、既納付済のため、購入者が改めて納付する必要はありません。ただし、口径を大きくする等の改造をする場合は、別途納付金が必要になります。

6. 申込者の資格

土地の分譲に係る代金の支払を確実に履行すると認められ、下記の条件のいずれかに 該当する個人、又は法人。

- ・自ら居住するための住宅を建築するための土地を必要とする方
- ・販売を目的とする住宅(建売住宅)を建築するための土地を必要とする方
- ・土地に住宅を建築することを条件として販売するための土地 (建築条件付き土地) を 必要とする方

7. 申込みに必要な提出書類

・米子市錦海団地宅地分譲申込書 1部

◎住民票の謄本(個人の場合) 1部

(続柄必要、本籍不要、居住する方全員のもの。)

◎法人登記簿の謄本(法人の場合) 1部

・照会承諾書 1部

・市税等納付確認同意書 1部

※提出書類のうち「◎」の付いているもののみご用意ください。それ以外は、市が用意 します。

8. 譲受人の選定

- (1) 同時に複数の申込者があった場合は、希望順位及び区画数を優先して選定します。
- (2) (1)による選定の結果、同順位の方が複数の場合は、下記①、②の条件に該当する個人、又は法人を優先して選定します。
 - ①米子市に住所を有する個人
 - ②米子市中小企業振興条例第2条第1号に規定する中小企業者
- (3) (2) に該当する方が複数の場合も抽選を行います。

9. 選定通知

譲受人の選定が確定したときは、その旨を通知します。

10. 分譲の条件

(1)(2)(3)共通

- ・契約保証金として分譲代金の1割に相当する額を契約時に納付すること。
- ・分譲代金の残額は、契約締結後、指定する日までに全額支払うこと。
- ・分譲契約に定める事項を遵守すること。
- (1) 自ら居住するための住宅を建築するために土地を必要とする場合
 - ① 市との契約締結から5年間は自らが居住する住宅の敷地以外の用途に使わない

こと。

② 市との契約締結から5年間は第三者に譲渡や貸付をしないこと。

(2) 建売住宅の建築をする場合

- ① 市との契約締結から5年以内に建売住宅を建築すること。
- ② 市との契約締結から5年間は建売住宅を建築する目的以外の用途に使わないこと。
- ③ 建売住宅を建築するときは、あらかじめ、市に設計書及び工程表を提出し、協議すること。
- ④ 建売住宅が完成したときは、市に通知すること。
- ⑤ 建売住宅(土地を含む)をその購入者に譲渡するときは、あらかじめ、市に必要事項を報告し、市の許可を得ること。
- ⑥ 建売住宅(土地を含む)をその購入者に譲渡するに当たっては、譲渡に係る契約において、所有権移転登記の日から5年間は、第三者への譲渡、貸付け、用途の変更をしてはならない旨の条件を付すること。

(3) 建築条件付き土地を販売する場合

- ① 市との契約締結から5年以内にその土地に自宅を建築する方(建築主)へ譲渡すること。
- ② 市との契約締結から建築主へ土地を譲渡するまでの間、土地を目的以外の用途に使わないこと。
- ③ 分譲地を建築主に譲渡するときは、あらかじめ、市に必要事項を報告し、市の許可を得ること。
- ④ 分譲地に住宅を建築するときは、あらかじめ、市に設計書及び工程表を提出し、協議すること。
- ⑤ ④の住宅が完成したときは、市に通知すること。
- ⑥ 分譲地を建築主に譲渡するに当たっては、譲渡に係る契約において、分譲地及 び建築した住宅の譲渡に係る所有権移転登記の日から5年間は、第三者への譲 渡、貸付け、用途の変更をしてはならない旨の条件を付すること。

11. 契約保証金及び分譲代金の納付

譲受人として選定された方は、契約保証金として分譲代金の1割に相当する額を契約時に納付してください(分譲決定後20日以内)。契約保証金は、譲受人の申出により、分譲代金の一部に充当することができます。

分譲代金の残額は、契約締結後20日以内に全額お支払いください。

12. 所有権移転登記

分譲代金の入金を確認した後に、所有権移転登記を行います。手続きは、市が行います。

13. 分譲地の引き渡し

分譲地の引渡しは、所有権移転登記が完了した後、市と譲受人立会のうえ現地において 行います。

14. 選定の取消し、契約の解除

下記の場合、譲受人としての選定を取り消し、契約の解除をします。

- (1) 偽りの申込みその他不正行為があったとき。
- (2) 6. の申込者の資格を欠くに至ったとき。
- (3) 分譲の条件に違反したとき。
- (4) 分譲代金を納入期限までに支払わないとき。
- (5) 契約の各項に違反したとき、または契約を完全に履行しないとき。
- (6) 選定、契約の取消しを申し出たとき。
- (7) 譲受人が暴力団又は暴力団員であることが明らかになったとき。
- (8) 譲受人が暴力団又は暴力団員と関係があることが明らかになったとき。

15. 分譲地の返還

15. の契約の解除をされたときは、直ちに分譲地を原状に回復し、市に返還しなければなりません。ただし、市が分譲地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のままで返還することができます。契約を解除されたときは、すでに受領した分譲代金を譲受人に返還します。

16. 違約金及び損害賠償金

15. の契約の解除をされたときは、市に対し、分譲代金の1割に相当する額の違約金の支払が必要となります。この場合において、当該違約金の額を超える損害があったときは、その分の賠償金を支払う必要があります。

17. 注意事項

- (1) 契約締結後、分譲地に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、市に対し分譲代金の減額若しくは損害賠償を請求し、又はこの契約の解除権を行使することはできません。
- (2) 分譲地に係る公租公課は、所有権の移転の日以後にその原因の属するものは、 譲受人の負担とします。
- (3) 契約を解除されたため損害を受けることがあっても、市に対してその賠償を請

求することができません。

- (4) 契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て譲受人の負担とします。
- (5) 一戸建て住宅のみ建築ができます。アパート等の集合住宅の建築はできません。